

令和2年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象

下記の部署が所管する令和2年度上半期の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計に係る財務等に関する事務の執行

- ・ 市長公室
- ・ 企画部 (企画政策課, 財政課)
- ・ 総務部 (総務課, 防災安全課, 市民協働課)
- ・ 市民生活部 (市民課, 税務課, 生活環境課)
- ・ 保健福祉部 (長寿福祉課, 地域福祉課, 健康推進課, 子育て支援課)
- ・ 経済産業部 (産業観光課, 農林振興課)
- ・ 建設部 (都市整備課, 都市計画課, 上下水道課)
- ・ 教育部 (教育総務課, 学校教育課, 生涯学習課)
- ・ 会計課
- ・ 議会事務局

第2 監査の着眼点及び主な実施内容

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかの観点から、富谷市監査基準(令和2年3月13日監委訓令第2号)に従い監査を実施した。

なお、実施にあたっては、予め着眼項目等を次のとおり設定し、事前に関係資料等の提出を求めるとともに、それぞれ課長等からその執行状況等の説明を聴取し、本市の行財政運営全般の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性、公平性などについて慎重に考察した。

- (1) 主要事業の進捗状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 契約事務の執行状況
- (4) 準公金(市が事務局を担当している各種団体等の会計)の管理状況

第3 実施場所及び日程

- ・ 実施場所 市役所3階監査委員室
 - ・ 日 程 前期 令和2年11月12日(木)から11月20日(金)
後期 令和2年12月9日(水)から12月25日(金)
- ※1 組織別課長等説明及びヒアリング日程は、別表のとおり。
※2 契約事務については、例月出納検査実施時にあわせて実施した。

第4 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての事務事業について精査できたわけではないが、監査対象とした事務事業については初期の目的に沿った執行が進められており、また、予算及び関係法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし一方で、指摘事項には当たらないまでも、注意や改善、検討を必要とする事案が散見されたことから、今後の改善を求め、以下のとおり「注意・意見・要望」としてその概要を記載したので、それぞれ適切に対応されるよう望むものである。

なお、監査実施の際に、担当課長等に口頭で注意、改善を促した事務処理上留意すべき軽微な事項等については、記載を省略している。

【注意・意見・要望】

1 主要事業の進捗状況について

実施計画に掲げる主要事業については、おおむね計画通りに推進していると認められるとともに、一部の事業において、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中止や延期、規模の縮小などの見直しが余儀なくされた中、同感染症予防対策、市民生活や市内商工業者等に対する各種支援事業の対応など、他自治体に先駆けた各種施策の取組は評価するところである。

一方で、この機会を捉え、改めて各種事業の必要性や効果、緊急性、優先度等を再検討され、一層の市民福祉の向上に努められたい。

2 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行状況については、各種事務事業の進捗に応じ、おおむね適切に執行されていると認められるが、以下の点について留意されるとともに、改善に向け検討されたい。

(1) 決算に向けた適切な予算の執行管理について

新型コロナウイルス感染症対策関連事業などにより多額の補正予算が計上、執行されている中、令和2年度決算に向けては、厳しい財政状況を鑑み、歳入欠陥や多額の不用額等が生じないよう事業の進捗を見極めながら、適切な予算の執行管理を図られたい。

(2) 収入未済額の縮減対策と適切な債権管理について

収入未済額については、市税等において縮減が図られ成果を上げている一方で、他の債権については引き続き増加している中、当該債権を管理する組織間でその取組に対するノウハウや認識に格差が見られた。債権管理にあたっては、福祉的な配慮に留意しつつ、納税者や受益者の負担の公平性を確保する観点か

ら適切な債権回収が求められる。平成31年3月に策定された「富谷市私債権対応マニュアル」による運用と管理の周知徹底を図るとともに、一層の研鑽に努められたい。一方で、公債権及び私債権に係る収入未済額の縮減対策と債権管理については組織的な体制整備が急務と捉え、引き続き、その検討を望むものである。

(3) 補助金交付事務の効果的かつ適正な運用について

補助金事務については、その目的を最大限に引き出すため、前金払や概算払方式により効果的に運用されているケースが見られる一方で、その区別に対する認識に一部誤りが見られた。支出の特例による運用にあたっては、地方自治法施行令及び本市財務規則に従い適切に処理されるとともに、補助金交付要綱等の規定内容についても改めて確認し、必要に応じて適切に対応されたい。

3 契約事務の執行状況について

契約事務の執行については、特に留意を要する事項として、以下のとおり記載したので注意・改善されたい。

(1) 事業発注方法の適正化について

施設の設備等に係る保守点検や修繕事業の執行にあたり、一部に、同一予算科目で同時期に同種同様の事業内容の事案が施設毎に個々に発注されているケースが複数見られた。このような執行については、緊急性や規模的な分割が、客観的に特に必要と認められる場合に限られるものであり、合規性、経済性及び事務処理の効率性等の観点から一括して発注することが適当である。今後、同様の事業を行う場合は、主管課において十分に連絡調整の上、適切な執行を図られたい。また、物品購入においても同様に一括発注が適当な事案が見られたので、安易に随意契約とすることなく適切に執行されたい。

(2) 設計額等の積算の適正化について

各種事業の執行伺における設計額の算定にあたり、契約の相手方から事前に徴取した見積書の額をそのまま設計額（予定価格）として採用しているケースが散見された。特に、電算システム等に関連した事業や業務の性質上、専門性や過去の実績が重視される福祉事業については、一者随契による執行が多く見られ、そのことにより競争性が失われ、契約金額が妥当であるかという問題が潜在している。このような事案は適正価格の検証が困難と思われるが、随意契約はあくまで例外的な契約方法であることを踏まえ、出来得る限り適正価格の検証と競争性を働かせるよう検討されたい。

なお、積算根拠となる見積書の徴取については、令和2年10月19日付けで富谷市工事請負業者等選定員会委員長名にて通知されているところであり、今後、その適切な運用について期待するところである。

(3) 完了検査等の形骸化の改善について

完了検査等については、一部において、関係書類の不備や事務手続き、検査方法等に差異が見られた。特に検査においては、単に報告書や成果品の受領、システムの稼働状況の確認のみとしているケースも確認された。検査復命書の作成も含めて、契約における履行の確保や完了検査の実態が形骸化してきているものと危惧される。

契約の適正な履行確保については、富谷市財務規則第7節「監督及び検査」にて規定してあるとともに、富谷市工事検査規程が制定されており、その中で検査の方法や検査の報告等について定められている。このことについて、改めて周知と指導を徹底し、適切な運用を確保されたい。

(4) 契約事務ガイドラインの作成について

主な注意、改善等を求める事項については、以上に記載したとおりであるが、全般的に、根拠法令等に対する理解やその運用、発注手続きから契約、履行の確保、検査復命、目的物の授受、支払等に至るまでの一連の事務において処理や書類等に軽微な不備が散見され、また、組織間や担当者間において取扱いに差異が見られた。入札等に係る案件については財政課が担っているが、一定額以下の随意契約案件については各所管課長専決となっており、その運用等の判断は基本的に所管課長に委ねられている。

執行にあたっては、関係法令はもとより本市財務規則や関係規程、財政課長通知、事務連絡等により一定のルールが示され、職員研修も実施されているところであるが、その運用にあたっては徹底されておらず、周知と理解が浸透していない状況が随所にうかがえた。

以上のことから、契約事務に係るフローと必要な手続き、関係法令等の解説、運用上の留意点、運用例、作成例等を示すとともに、契約書や関係書類の書式についても改めて周知し、全庁的に統一された中、適切な運用が図られるよう「契約事務ガイドライン」の作成を望むものである。

4 準公金の適切な管理と全庁的な取扱ルール等の整備について

各所管課が事務局を担当している各種団体等の会計事務の取扱いについては、リスクを伴う業務としてこれまでも監査の対象としてきたところであり、現在では、全体で9つの部署で28団体を所管し、会計規模は十数万円から1千万円に及ぼうとしている会計も存在している。現金や通帳等の保管方法、会計処理の取扱状況等については部署によって相違が見られるが、その管理及び運用については、おおむね適切と認められた。

しかしながら、その会計規模は年々大きくなってきている状況であり、準公金としての保管及び会計処理等の取扱いについてはこれまで以上にリスク管理の徹

底が必要である。監査した中には手本となり得る事務管理が行われている部署もあり、他の部署においても同様の取扱が適当と思われる。以上のことから、内部統制のもとに、より適切な管理運用がなされるよう全庁的な統一ルールの整備検討を望むものである。

5 内部統制システムの構築について

職員の事務処理能力向上については行政改革実施プランにも位置付け、OJTや職員研修、業務手順書等の整備にも取り組まれているところであるが、今回の監査において、財務事務のみならず文書事務においても契約事務関係書から随所に不備や注意事項が確認された。これらについては、全庁的な問題であり、改めて文書取扱規定や文書管理システムに基づく適切な運用と管理について周知徹底が必要であるとともに、状況改善に向けた検証が求められる。

平成 29 年度の地方自治法改正に伴い制度化された内部統制システムの構築については、本市は義務化の対象自治体ではないものの、令和元年度の決算審査において、その検討を望むと意見を付したところである。

このような状況に鑑み、業務が適切かつ正確に、そして効率的かつ有効に行われているか、職員研修の効果等も含め、組織内部で検証する仕組みづくりが必要であり、改めて、内部統制システムの構築に向け、取り組まれるよう望むものである。

以上